

きそほうじん

発行所：(一社)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243 編集：広報委員会
印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166

平成 28 年 7 月発行

No. **81**
2016 / JUL.

- 目次**
- ② 公共事業と経済成長（大沢会長）
 - ③ 木曾税務署長 通常総会 祝辞
 - ④ 平成 28 年度事業計画
 - ⑤ 個人住民税の特別徴収について
（長野県ほか）
 - ⑥ 青年部・女性部総会
 - ⑦ 会員企業のご紹介
 - ⑧～⑨ 税金 Q & A コーナー
 - ⑩～⑪ 税務署からのお知らせ
 - ⑫ 事務局日誌・税務署 人事異動のお知らせ



—— 木曾御嶽山開山式 —— （7月1日 木曾町三岳「御岳ロープウェイ」山麓駅）

毎年この時期に夏山観光シーズンの始まりを告げる開山式が行われる。平成 26 年 9 月の噴火災害による犠牲者の慰霊と登山者の安全を祈り、御嶽山 (3,067 m) を背に大桑アルプホルンクラブの皆さんにより伸びやかな音色の演奏が行われました。

* 開山式は王滝村田の原天然公園との交互開催です。

お問い合わせ先 木曾町観光協会 (TEL 0264-22-4000)



真実を見抜き発展に繋げる力を養う

木曾法人会長 大沢 謙一



木曾法人会員の皆さん、日頃より会の運営にご協力頂きまして深く感謝申し上げます。また日頃お世話頂いております、木曾税務署の山口署長はじめ池田総務課長他の皆さんが異動となりました。山口署長の「国税査察（マルサ）」のご講演は記憶に残るものでした。異動される署員の方々に対して、これまでの感謝を申し上げますと共に、これからの更なるご健勝を祈念いたします。

さて、参議院選挙も終わり、政府は年度後半に向けて10兆円超の大型補正予算を組むとのことです。今回の補正予算の特徴は、年度途中では実に4年ぶりとなる建設国債の発行が挙げられます。財政投融资も目玉としてありますが、公共事業への財政出動に本腰を入れた処を大いに評価したいと思います。アベノミクスの恩恵は地方の私たちの下までは、未だ来ていないのが実感ではないでしょうか。金融緩和によってダブダブになっている資金ですが、金融機関では貸出先が見つからない。企業では設備投資や商品開発、更には営業開拓に資金を投入しようにも、売り先が見当たらず、使う当たらないのが実情です。そこで経済の大輪を、公共

事業投資をテコに動かし、勢いをつけることは、オーソドックスな経済浮揚の手法ではありますが、今現在において、的を射た政策だと思えます。このことによってアベノミクスの恩恵は、地方へも実感を持ってやって来ることが大いに期待できると思います。公共事業を扱う建設業は、木曾にとって観光・木材業などと同様、地場産業の一つですから、公共事業投資の波及効果を考えると、人の雇用、セメント、採石、アスファルトなどの建設資材の購入、車両の購入、燃料の購入、飲食が盛んになるなど期待度が大です。

実は、今年の4月ドイツのミュンヘンに社用で行って参りました。行って一番驚いたことは、有名な高速道路アウトバーンの静粛性でした。どこまで行っても、どう考えても、タイヤの拾う路面の音が小さいようなのです。それに、上下の揺れもない、日本の高速道路では考えられないことでした。驚くほどの路面の平坦度であります。それに車線の数も日本の比ではありません。皆さんもアウトバーンに乗られたとき、是非ご体感ください。日本のインフラ整備はもう十分だというのが、今のマスコミの論調です。しかし、ドイツで経験した、高速道路での移動のし易さ、距離・移動時間の感覚的短さ、快適さなど、比較になりません。さらには、人・暮らしやすさが基本にある公共交通網の考え方や、インフラのあり方。それを実現する高い技術。インフラが物流コストを競争力のあるものにし、人の移動の時間的距離を縮め、産業の競争力を担保し、ドイツの経済を強いものにしていく。そんな風に考えると、日本のインフラは未だ十分ではないと思えます。マスコミの間違った論調に惑わされることなく、何が本当かを見抜く力を養いたいものです。結びに、この度の2%消費増税実施の延期と、政府経済対策を発展の好機と捉え、「地元企業で出来るものは地元企業で賄う」を合い言葉に、法人会員の皆様の更なる発展を願ってやみません。



総会であいさつする大沢会長
(6月2日 木曾福島会館)

木曾法人会通常総会 祝 辞

木曾税務署長 山口 晃一



本日は、一般社団法人木曾法人会第4回通常総会が盛大に開催され、全ての議事が滞りなく終了されましたことを、心からお慶び申し上げます。

併せまして、本日、感謝状を受けられました那須野廣孝様、末松博幸様、重野幸永様、湯川洋子様並びに税務署長感謝状を贈呈させていただきました木戸稔様におかれましては、多年にわたり、法人会活動を通じまして税務行政の円滑な運営にご尽力いただきました。そのご貢献に対し、敬意を表しますとともに今後の更なるご活躍をご期待申し上げます。

木曾法人会におかれましては、よき経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されております。その取組として、マイナンバー制度導入などに関する税務研修事業、並びに小学生に対する下敷きの贈呈や中学生女子バスケットボール大会での「税金クイズ」の実施などの租税教育事業を活発に展開されてこられましたことに対しまして、深く感謝申し上げます。また、経営講演会、老人介護施設でのボランティア、介護施設へのタオル寄贈など地域社会への貢献活動にも積極的に取り組まれておられることに深く感銘を受けているところであり、今後、更に事業の充実が図られますよう期待いたしております。

さて、税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、社会経済の国際化やICT化の進展などに伴い変化しており、とりわけ足元では社会保障・税番号制度の導入や相続税・法人税法の改正など、大きな変革期にあります。私どもといたしましては、このような変化に対応しつつ、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁に与えられた使命を着実に果たし、納税者の皆様から更なる理解と信頼を得ていく必要がありますが、私どもの力のみでは不十分と存じております。木曾法人会と国税当局とは、従来から良好な連携・協調関係

が築かれているところでございますので、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、過日、消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入時期を平成31年10月まで延期するとの発表がありました。国税当局は税法の執行機関であり、定められた制度を円滑に導入、実施していくことが私どもに課せられた役割でございます。今後も必要な情報につきましては、随時、皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

また、ご承知のとおり、国税局及び税務署では、納税者の利便性向上と行政運営の効率化の推進のため、e-Taxの普及に取り組んでおります。法人会におかれましてはe-Taxの利用拡大を基本方針に掲げていただいております。多くの会員の皆様方にご利用いただいているところですが、引き続き普及・定着に向けたご支援をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人木曾法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、事業の益々のご繁栄を心から祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



祝辞を述べられる山口税務署長
(6月2日 木曾福島会館)

《税》のオピニオンリーダーとして 企業の発展と 国や地域の繁栄に貢献を！

第4回通常総会開催される

平成28年度第4回通常総会が、6月2日、会員の皆様並びに多くのご来賓の皆様のご出席のもと開催されました。

平成27年度財務諸表、平成29年度税制改正要望事項及び役員の一部変更が承認され、平成

27年度事業及び公益目的支出計画、平成28年度事業計画並びに収支予算が報告されました。

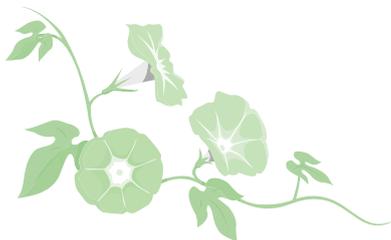
山口木曾税務署長をはじめご来賓の皆様から、法人会の活動に対する期待と激励のお言葉を頂戴し、決意を新たにしました。

【平成28年度基本方針】

- 納税意識の高揚と租税教育活動の推進
- 税制改正提言活動並びにe-Taxの普及促進
- 企業経営の健全な発展と地域社会貢献活動事業の推進

【主な事業計画】

- ① 税の研修事業、講演会等経営支援事業の実施
- ② 支部活動、青年部・女性部活動を通しての会員増強の推進
- ③ 税制改正の提言、法人町村民税標準税率化への要望活動の実施
- ④ 地域に根ざした社会貢献活動の実施
- ⑤ 青年部・女性部による租税教育事業の推進強化
- ⑥ 会員福利厚生制度の普及推進



ご来賓の皆さま（6月2日 木曾福島会館）

事業者・従業員の皆さま

長野県・県内全77市町村

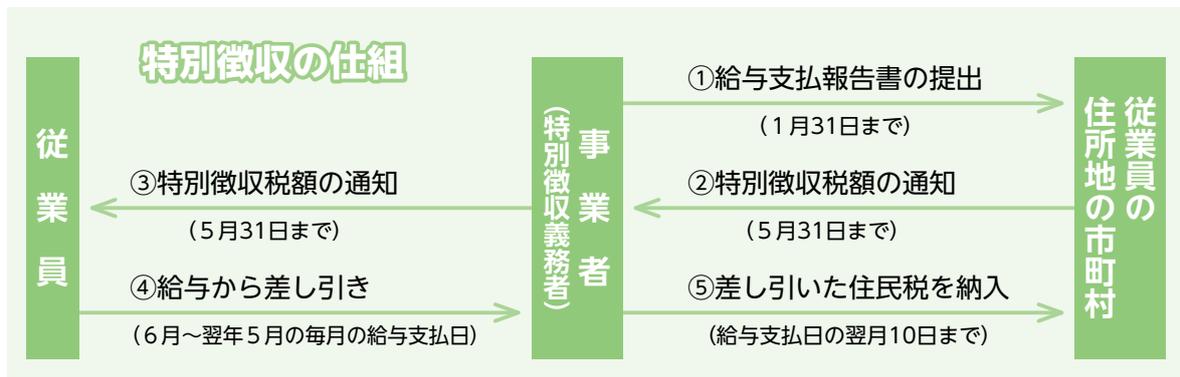
平成30年度から、原則全ての事業者が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員（※）に代わって納税することとされています。

※原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し（特別徴収税額通知の送付）、特別徴収を行っていただく取組を全県的に実施します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。



【お問い合わせ先】 県庁市町村課（026-235-7068）又は最寄りの市町村住民税担当課

拡大厚生委員会（福利厚生制度推進連絡協議会）開催

6月28日、厚生委員会役員をはじめ正副会長・青年部長・女性部長・組織委員長が出席し、法人会の福利厚生制度を提携している保険会社3社と一堂に会し、本年度の福利厚生制度の推進について協議しました。

福利厚生制度から生ずる全法連からの助成金収入は、法人会の運営に大きなウエートを占めており、欠かすことのできない分野となっています。

平成26年度から全国的に取り組んでいる「3年10億円増収計画推進事業」は、今年が最終年度にあたることから、保険3社との連携をさらに強化し、目標達成に向けて推進を確認しました。併せて未加入者への制度の働きかけによって会員加入推進を協議しました。

推進にあたって、会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

第4回通常総会

青年部

青年部総会が、5月24日開催されました。平成27年度の事業報告並びに財務諸表とともに、本年度の事業計画、収支予算が承認されました。

「正しい税知識と健全な企業発展に役立つ経営力を養う」とともに、魅力ある組織づくりに努め、各種事業・情報交換を通じて、部会員相互の親睦と交流を図り、青年部のみならず木曽法人会の活性化及び地域社会の発展に貢献して行くことを確認しました。

また、平成29年度の県連青年部合同例会を木曽地域で開催するにあたり、組織力の強化と連携の推進を確認しました。

事業計画

- 組織の充実強化と魅力ある組織づくりを目指す。
- 研修・経営講演会の開催
- 租税教育並びに地域社会貢献活動を行う
- 他団体のほか、部会員相互の交流を促進し、相互理解と発展に努める。

あいさつする青木部長
(5月24日)



第4回通常総会

女性部

6月2日、女性部総会が本会の総会に先立ち開催されました。日頃から活発に活動している女性部ですが、税務や経営に関する研修をはじめ、地球温暖化防止のための啓発活動や社会貢献活動の推進、部員相互の交流を図るなど、魅力ある組織づくりに、引き続き取り組んでいくことを確認しました。

事業計画

- 支部組織の充実強化と活動の活性化
- 税務研修や健全経営・企業防衛のための福利厚生制度説明会の開催
- 税務当局との座談会や関係団体との交流の推進
- 先進地視察研修や親睦レクリエーションの実施
- 福祉施設等でのボランティア活動やタオル・古布等の寄贈
- いちごプロジェクト事業を通じた地球温暖化防止の啓発

あいさつする小瀬木部長
(6月2日)



女性部ボランティア事業

女性部では、地域社会貢献活動に繋がるボランティア事業として、郡内の介護施設へのタオル・布類の寄贈を行っています。

これは、家庭でお使いにならない新品のタオルや使用済みのタオル等を、介護の現場でご利用頂いているものです。

去る3月23日に大桑村社会福祉協議会へ小瀬木部長と半場副部長が行ってまいりました。

後日、事務局の方から、お礼の手紙を頂きま

した。利用者の皆さんに少しでもお役に立てて頂けることを嬉しく思いました。

今後も引き続き実施してまいりますので、女性部の皆様のご協力をお願いします。新品タオル・使用済みタオル・バスタオルなど、お寄せ頂ける方は、女性部役員、または事務局までご連絡をお願いいたします。

(事務局 記)



会 員 企 業 の ご 紹 介

木曾町支部 株式会社 マルミ

代表取締役 三浦 茂樹

〒 397-0001
長野県木曾郡木曾町福島 5143-1
T E L 0264-22-2398
F A X 0264-22-2648

福島の本町通りで、呉服・婦人服・宝石・布団などを扱っています。戦後の創業当時からのご縁で、紳士オーダースーツなども続けています。



これから“ゆかた”の季節です。ふだん着物を着る機会が少ない方でも気軽に取り入れて頂ければと思っています。

着物に関して、ちょっと聞いてみたいことや、分からないことがありましたら、何でもご相談ください。社長以下、アットホームな雰囲気でお待ちしています。お気軽に立ち寄ってみてください。

受賞おめでとうございます

通常総会において、木曾法人会長感謝状並びに木曾税務署長感謝状の贈呈が行われました。

〔木曾税務署長感謝状〕

事務局長 木戸 稔 様

(事務局長10年)

〔木曾法人会長感謝状 (役員功労)〕

前副会長 那須野 廣 孝 様
(副会長5期10年)

前副会長・税制委員長
末 松 博 幸 様
(税制委員長5期10年)

前青年部長 重 野 幸 永 様
(青年部長3期6年)

前女性部長 湯 川 洋 子 様
(女性部長4期8年)

永年にわたり本会の発展にご尽力くださりありがとうございました。これからもご指導ご鞭撻をお願いしますとともに、益々のご発展とご健勝ご多幸を祈念申し上げます。



受賞者の皆さん (6月2日 木曾福島会館)

税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q & Aコーナー」第21弾は、平成28年度の税制改正で措置されました社会保障・税番号制度（個人番号）の改正点について説明します。

Q1 今年の3月31日に国税通則法などが改正され、一部の申請書・届出書などにマイナンバーの記載を不要とすることとされましたが、記載不要となる書類はどのようなものですか。また、いつから適用されるのですか。

A マイナンバー（個人番号を示します。）の記載不要措置は2つありますが、それぞれ適用される時期に違いがありますので注意が必要です。

一つ目は、『税務署長等には提出されない書類であって、提出者等のマイナンバーの記載を要しないこととした場合であっても、所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類』です。これらについては、平成28年4月1日から適用されています。既に記載不要になっているわけです。

二つ目は、『申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類』です。これらは、平成29年1月1日以後に提出すべき書類について適用されます。具体的な書類は次のとおりです。

①平成28年4月1日以後マイナンバーの記載が不要となった書類

書類の例（抜粋）

給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者の配偶者特別控除申告書

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書

これらの書類は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出している方が勤務先に提出することから、これらの書類にマイナンバーを記載しなくても問題が生じないと考えられるものです。

②平成29年1月1日以後マイナンバーの記載が不要となる書類

書類の例（抜粋）

消費税関係 消費税課税期間特例選択・変更届出書

消費税簡易課税制度選択届出書

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

これらの書類は、申告書と併せて提出されたりするものですから、申告書等にマイナンバーが記載されればそれでよいとするものです。

Q2 従業員が給与等の支払者に対して「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」などの提出する場合に、提出者本人、控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバーの記載を要しないことができると聞きましたが、どのような場合ですか。

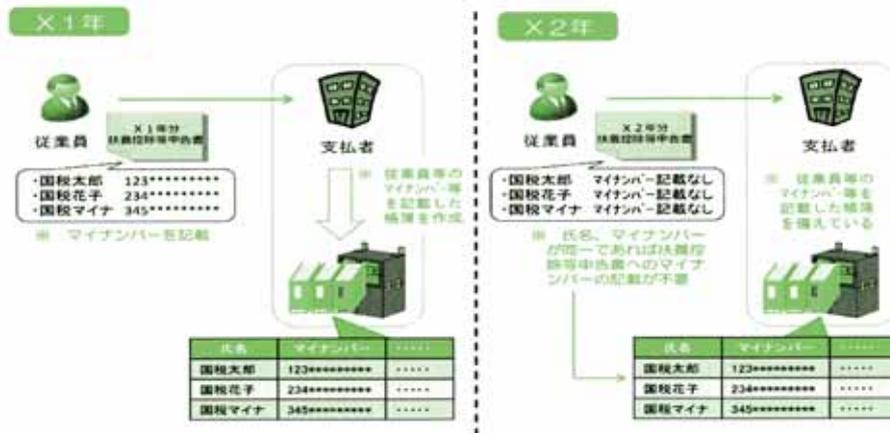
A 扶養控除等申告書等へのマイナンバー記載の特例の概要について説明します。支払者が、当該申告書に記載すべき提出者本人等のマイナンバーその他の事項を記載した帳簿（注）を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書等に、その帳簿に記載された者に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について適用されます。

（注） 当該申告書等の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

基本的には、これらの申告書に基づいて帳簿を作成するということとなります。具体的なイメージは、次のとおりです。

扶養控除等申告書等へのマイナンバー記載の特例のイメージ



X1年において、従業員がマイナンバーを記載したX1年の扶養控除等申告書を給与の支払者に提出します。給与の支払者は、提出された扶養控除等申告書に基づき、従業員等のマイナンバー等を記載した帳簿を作成します。

翌年のX2年には、従業員は、扶養親族等の氏名、マイナンバーが同一であれば扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載が不要となります。

マイナンバーの記載がない扶養控除等申告書の提出を受けた給与の支払者は、備え付けている帳簿に記載しているマイナンバー等を使用して、税務署に提出する源泉徴収票を作成することとなります。

なお、控除対象扶養親族等に異動があった場合には、扶養控除等申告書に新たに控除対象扶養親族の対象となった方のマイナンバーを記載することとなります。

□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。
 例えば、個人事業者の場合、平成26年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成28年は消費税の課税事業者となります。
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
売上に対する 納税額の目安率	0.8%	1.6%	2.4%	3.2%	4.0%	4.8%							
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
1,000 万円	84 万円	8 万円	0.7 万円	16 万円	1.4 万円	24 万円	2.0 万円	32 万円	2.7 万円	40 万円	3.4 万円	48 万円	4.0 万円
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。
 ※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。
 (注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム (e-Tax) を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(注) に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

任意の中間申告制度

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数	中間申告 数
48万円以下	中間申告 義務なし	



《届出あり》

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告 回数	中間申告 数
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能	

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります)。

改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

木曾地区納税貯蓄組合連合会・木曾間税会

4月

- 14日 全国女性フォーラム（福島県郡山市）
税制委員会（建設会館）
- 20日 青年部正副部長会（建設会館）
- 21日 女性部正副部長会（建設会館）
- 22日 正副会長会（建設会館）
- 26日 法人税・消費税決算申告説明会
（木曾福島会館）



法人税・消費税決算申告説明会
（4月26日・木曾福島会館）

5月

- 11日 第1回理事会（建設会館）
- 12日 木曾町支部総会（せせらぎの四季）
- 20日 大桑村支部総会（商工会館）
- 24日 青年部第4回通常総会（いわや）



第1回理事会
（5月11日・建設会館）

6月

- 2日 女性部第4回通常総会
（木曾福島会館）
第4回通常総会（木曾福島会館）
- 8日 県連合会第4回通常総会（長野市）
- 10日 法人税・消費税決算説明会
（木曾福島会館）
- 15日 生活習慣病予防健診
（大桑村 榊木下工業
木曾町 木曾福島会館）
南木曾支部総会（商工会館）
- 28日 拡大厚生委員会・福利厚生制度
推進連絡協議会（いわや）
- 29日 上松町支部総会（商工会館）



生活習慣病予防健診
（6月15日・木曾町）



拡大厚生委員会・
福利厚生制度推進連絡協議会
（6月28日・いわや）

事務局日誌



● 木曾税務署 人事異動のお知らせ（7月10日付）

(1) 転出者・転出先

所属	職名	氏名	新所属署	新職名
総務課	署長	山口 晃一	竜ヶ崎税務署	署長
総務課	総務課長	池田 雅俊	関東信越国税局 管理運営課	課長補佐

(2) 転入者・転入先

所属	職名	氏名	旧所属署	旧職名
総務課	署長	笹本 裕二	関東信越国税局 税務相談室	主任相談官
総務課	総務課長	黛 悟	浦和税務署 管理運営部門	統括国税徴収官